平成28年4月1日現在

肝臟機能障害

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知

本資料は、厚生労働省が通知した「身体障害認定基準」、「身体障害認定要領」及 び「疑義解釈」について、 これまで一部改正通知があったものも含め整理し、障害種別ごとにまとめたものです。

【大分県身体障害者更生相談所】

第12章 肝臟機能障害

級	め 別	肝臓機能障害
1	級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2	級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3	級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での
		日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4	. 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

第1 身体障害認定基準

- ア 等級表1級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child Pugh 分類(注26)の合計点数が7点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
 - (イ) 次の項目 $(a \sim j)$ のうち、5項目以上が認められるもの。
 - a 血清総ビリルビン値が 5.0 mg/dl 以上
 - b 血中アンモニア濃度が 150μg/dl 以上
 - c 血小板数が 50,000/mm³以下
 - d 原発性肝がん治療の既往
 - e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往
 - f 胃食道静脈瘤治療の既往
 - g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染
 - h 1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が 月 7 日以上ある
 - i 1 日に2 回以上の嘔吐あるいは30 分以上の嘔気が月に7 日以上ある
 - i 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある
- イ 等級表2級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child Pugh 分類(注 26)の合計点数が7点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
 - (イ) T (イ) の項目 $(a \sim j)$ のうち、a からg までの1 つを含む3 項目以上が認められるもの。
- ウ 等級表3級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child Pugh 分類 (注 26) の合計点数が 7 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
 - (イ) T (イ)の項目 ($a \sim j$) のうち、a からg までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。

- エ 等級表4級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child Pugh 分類 (注 26) の合計点数が 7 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
 - (イ) Υ (イ)の項目 ($a \sim i$) のうち、1項目以上が認められるもの。
- オ 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法 を実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。

(注 26) Child - Pugh 分類

	1 点	2 点	3 点
肝性脳症	なし	軽度 (I・Ⅱ)	昏睡(Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dl 超	$2.8\sim3.5~\mathrm{g/dl}$	2.8g/dl 未満
プロトロンビン時間	70 %超	$40 \sim 70 \%$	40 %未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dl 未満	$2.0\sim3.0~{ m mg/dl}$	3.0 mg/dl 超

第2 身体障害認定要領

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に肝臓機能の著しい低下のある 状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程 度の認定に関する意見を付す。

- (1) 「総括表」について
 - ア 「障害名」について

「肝臓機能障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

肝臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り正確な名称を記載する。例えば単に「肝硬変」という記載にとどめることなく、「C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変」「ウィルソン病による肝硬変」等のように種類の明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載する。

傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について、障害認定のうえで参考となる事項を詳細に記載する。

現症については、別様式診断書「肝臓の機能障害の状態及び所見」の所見欄の 内容はすべて具体的に記載することが必要である。

エ 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特に肝臓機能、臨床症状、日常

生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、時期等を必ず記載する。

(2) 「肝臓の機能障害の状態及び所見」について

ア 「肝臓機能障害の重症度」について

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の各診断・検査結果について、Child-Pugh 分類により点数を付し、その合計点数と肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無を記載する。この場合において、肝性脳症の昏睡度分類については犬山シンポジウム(1981年)による。また、腹水については、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね12以上を軽度、32以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40 kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

(参考) 犬山シンポジウム (1981年)

昏睡度	精神症状	参考事項	
	睡眠-覚醒リズムの逆転	retrospective にしか	
I	多幸気分、ときに抑うつ状態	判定できない場合が	
	だらしなく、気にもとめない態度	多い	
	指南力(時・場所)障害、物を取り違える	興奮状態がない	
	(confusion)	尿、便失禁がない	
	異常行動(例:お金をまく、化粧品をゴミ	羽ばたき振戦あり	
П	箱に捨てるなど)		
	ときに傾眠状態 (普通の呼びかけで開眼し、		
	会話ができる)		
	無礼な言動があったりするが、医師の指示		
	に従う態度をみせる		
	しばしば興奮状態または譫妄状態を伴い、	羽ばたき振戦あり	
	反抗的態度をみせる	(患者の協力が得ら	
Ш	嗜眠状態 (ほとんど眠っている)	れる場合)	
	外的刺激で開眼しうるが、医師の指示に従	指南力は高度に障害	
	わない、または従えない(簡単な命令には		
	応じうる)		
	昏睡(完全な意識の消失)	刺激に対して、払い	
IV	痛み刺激に反応する	のける動作、顔をし	
		かめる等がみられる	
V	深昏睡		
	痛み刺激にもまったく反応しない		

肝臓機能障害の重症度は、90 日以上(180 日以内)の間隔をおいた連続する 2 回の検査により評価するものであり、それぞれの結果を記載する。

なお、既に実施した90日以前(最長180日まで)の検査の結果を第1回の結果とすることとして差し支えない。

イ 「障害の変動に関する因子」について

肝臓機能障害を悪化させる因子であるアルコールを、それぞれの検査日より前に 180 日以上摂取していないことについて、医師による確認を行う。また、それぞれの検査時において改善の可能性のある積極的治療を継続して実施しており、肝臓移植以外に改善が期待できないことについて、医師による確認を行う。

ウ 「肝臓移植」について

肝臓移植と抗免疫療法の実施の有無について記載する。複数回肝臓移植を行っている場合の実施年月日は、最初に実施した日付を記載する。

- エ 「補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限」について
 - (ア) 原発性肝がん、特発性細菌性腹膜炎、胃食道静脈瘤の治療の既往 医師による確定診断に基づく治療の既往とする。
 - (4) 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染の確認 HBs 抗原検査あるいはHCV - RNA 検査によって確認する。 なお、持続的な感染については、180日以上の感染を意味する。
 - (ウ) 期間・回数・症状等の確認

7日等の期間、1日1時間、2回等の頻度、倦怠感・易疲労感・嘔吐・嘔気 ・有痛性筋けいれんの症状の確認は、カルテに基づく医師の判断によるものと する。

(エ) 日・月の取扱い

1日:0時から翌日の0時までを意味する。

1月:連続する30日を意味する。暦月ではない。

(オ) 月に7日以上

連続する30 日の間に7 日以上(連続していなくてもかまわない)を意味する。

2 障害程度の認定について

- (1) 肝臓機能障害の認定は、肝臓機能を基本とし、肝臓機能不全に基づく臨床症状、治療の状況、日常生活活動の制限の程度によって行うものである。
- (2) 肝臓機能検査、臨床症状、治療の状況と日常生活活動の制限の程度との間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。
- (3) 患者の訴えが重視される所見項目があるので、診察に際しては、患者の主訴や症候等の診療録への記載に努めること。
- (4) 肝臓移植術を行った者の障害程度の認定は、現在の肝臓機能検査の結果にかかわらず、抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものである。
- (5) 身体障害認定基準を満たす検査結果を得るため、必要な治療の時期を遅らせる等のことは、本認定制度の趣旨に合致しないことであり、厳に慎まれたい。

(6) 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh 分類の合計点数が7点から9点の状態である場合は、1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。

第3 疑義解釈

質 疑

答 口

[肝臓機能障害]

1. 障害となった原因を問わず、認定基準 に該当する場合は認定してよいか。

肝炎ウイルスに起因するもの以外であっ ても、肝臓機能障害として認定する。ただ し、アルコールを継続的に摂取することに より障害が生じている場合や悪化している 場合は、その摂取を止めれば改善が見込ま れることもあるため、一定期間(180 日以 上) 断酒し、その影響を排除した状況にお ける診断・検査結果に基づき認定すること を条件とする。

- 2. すでに肝臓移植を受け、現在抗免疫療 か。
- 肝臓移植を行ったものは、抗免疫療法の 法を継続している者が、更生医療の適用┃継続を要する期間は、これを実施しないと の目的から新規に肝臓機能障害として手 再び肝臓機能の廃絶の危険性があるため、 帳の申請をした場合、申請時点での抗免抗免疫療法を実施しないと仮定した状態を 疫療法の実施状況をもって認定してよい 想定し、1級として認定することが適当で ある。
- 3. 肝臓機能障害で認定を受けていたもの 返還あるいは再認定等が必要となるのか。
 - 移植後の抗免疫療法を継続実施している が、肝臓移植によって認定している等級 間は 1級として認定することが規定されて の基準に該当しなくなった場合、手帳のおり、手帳の返還や等級を下げるための再 認定は要しないものと考えられる。

ただし、抗免疫療法を要しなくなった後、

改めて認定基準に該当する等級で再認定す ることは考えられる。

4. Child-Pugh 分類による合計点数と肝性 第1回と第2回の両方の診断・検査にお 脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 いて認定基準に該当していることが必要で 点以上の有無は、第1回と第2回の両方のある。ただし、再認定については疑義解釈 診断・検査結果が認定基準に該当している 必要があるのか。

13.を参考にされたい。

5. 肝性脳症や腹水は、どの時点の状態に よって診断するのか。

肝性脳症や腹水は、治療による改善が一 時的に見られることがあるが、再燃するこ とも多いため、診断時において慢性化して みられる症状を評価する。

なお、関連して、血清アルブミン値につ いては、アルブミン製剤の投与によって、 値が変動することがあるため、アルブミン 製剤を投与する前の検査値で評価する。

6. 腹水の評価において、体重が概ね 40kg 以下の者の基準を別途定めている趣旨は か。

超音波検査等の検査技術の確立を踏ま え、腹水量の評価は、その容量を原則的な 何か。また、薬剤によるコントロール可基準として定めているが、小児等の体格が 能なものとはどういう状態を意味するの一小さい者については、一定の容量によって 重症度を評価することが困難であることに 配慮したものである。また、薬剤によるコ ントロールが可能なものとは、利尿剤等の 薬剤により、腹水による腹部膨満や呼吸困 難等の症状が持続的に軽減可能な状態を意 味する。

7. アルコールを 180 日以上摂取していな 外についても行うのか。

アルコールは、アルコール性肝障害以外 いことの確認は、アルコール性肝障害以であっても悪化要因となることから、180 日以上摂取していないことの確認はアルコ ール性肝障害に限定しない。

8. 180 日以上アルコールを摂取していな か。

病状の推移及び患者の申告から医師が判 いことについて、どのように判断するの断する。例として、アルコール摂取に関連 する検査数値 (γ-GTP 値等) や症状の変 化、診察時の所見(顔面紅潮、アルコール 臭等) 等を勘案する。入院等医学的管理下 において断酒することにより症状が改善す る場合等は、飲酒があったものと判断する。

9. 積極的治療を実施とは、どのようなこ とから判断するのか。

医師の指示に基づき、受診や服薬、生活 上の管理を適切に行っているかどうかで判 断する。

10. 現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイル 日以上の間隔をおいた検査を 2 回実施し なければならないのか。

現在の症状が肝炎ウイルスに起因すると スの持続的感染の確認については、180|診断されている場合は、すでにウイルスの 持続的な感染が確認されているため、直近 の1回の検査によって確認されれば現在の 持続的感染と判断してよい。

|11. 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルス| 現在確認されている肝炎ウイルスのう ウイルスの感染は対象とはしないのか。

12. 強い倦怠感、易疲労感、嘔吐、嘔気、 するのか。

- 13. 初めて肝臓機能障害の認定を行う者の 再認定の必要性に関して、
 - ア. Child-Pugh 分類による合計点数が例 えば第1回9点、第2回10点の場合は、 再認定を付して認定しなければならな いのか。
 - イ. Child-Pugh 分類による合計点数が7 点から9点の状態であり、再認定の際 にも同じく7点から9点の状態であっ た場合、再度、再認定の実施を付して の認定をしなければならないのか。

の持続的感染の確認とあるが、他の型の ち、A 型肝炎及び E 型肝炎は症状が慢性 化することは基本的になく、また D 型肝 炎ウイルスについては B 型肝炎ウイルス の感染下においてのみ感染するため、B型 肝炎と C 型肝炎のみを対象としている。 今後新たな肝炎ウイルスが確認された場合 は、その都度検討する。

外来診察時又は入院回診時、自宅での療 有痛性筋けいれんあるいは「1 日 1 時間 養時等において、そのような症状があった 以上」「月7日以上」等は、どのように解しことが診療記録等に正確に記載されてお り、これにより当該項目について確認でき るということを想定している。

> そのためにも、平素からこれらの症状に ついて、継続的に記録を取っておくことが 必要である。

- ア. 再認定の必要性については、第2回 目の検査時点の結果をもって判断され たい。
- イ. 再認定の際にも7点から9点の状態 であった場合は、一律に再認定が必要 とするのではなく、指定医と相談のう え個別に障害の状態を確認し再認定の 必要性を判断されたい。